

## 【論点③】 安全水域の設定

UNCLOS 関連条文	国際法上の考え方	関係法令	論点に対する 考え方（仮説）
<p><b>第60条4</b> →安全水域の設定について規定。</p> <p><b>第60条5</b> →安全水域の幅について規定。</p> <p><b>第60条6</b> →安全水域を尊重することを規定。</p> <p><b>第60条7</b> →安全水域の設置場所について規定。</p>	<p>●沿岸国は、必要な場合には、人工島、施設及び構築物の周囲に適当な安全水域を設定することができ、当該安全水域において、航行の安全並びに人工島、施設及び構築物の安全を確保するために適当な措置をとることができる。 (UNCLOS第60条4)</p> <p>●安全水域の幅は、一般的に受け入れられている国際的基準によって承認され又は権限のある国際機関によって勧告される場合を除くほか、500mを超えてはならない。沿岸国は安全水域の範囲について適当な通報を行う。 (UNCLOS第60条5)</p> <p>●すべての船舶は安全水域を尊重しなければならない。 (UNCLOS第60条6)</p> <p>●人工島、施設及び構築物並びにそれらの周囲の安全水域は、国際航行に不可欠な認められた航路帯の使用の妨げとなるような場所に設けてはならない。 (UNCLOS第60条7)</p>	<p><b>海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成19年公布）</b></p> <p>●国土交通大臣は、特定行政機関の長の要請に基づき、安全水域を設定することができる。</p> <p>●安全水域の幅は500mを超えるものであってはならない。</p> <p>●安全水域は国際航行に不可欠と認められた航行帯の使用の妨げとなるような海域に設定してはならない。</p> <p>●国土交通大臣は安全水域の位置及びその範囲を告示しなければならない。</p> <p>●国土交通大臣は安全水域の位置及び範囲を周知させるために必要な措置を講ずべきことを要請することができる。</p> <p>●安全水域の設定後は、国土交通大臣の許可なく安全水域に入域することを原則禁止するとともに、国土交通大臣は当該許可に必要な条件を付することができる。</p>	<p>●我が国EEZにおいて洋上風力発電施設の周囲に安全水域を設定する必要がある場合は、「海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律」により、安全水域を設定することとなる。</p> <p>●安全水域を設定する際は、同法に基づき、安全水域の位置及び範囲を告示する。</p>

## 【論点④】 他国の権利に対する妥当な考慮

UNCLOS関連条文	国際法上の考え方
<p><b>第56条2</b> →沿岸国は、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うと規定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿岸国は、EEZにおいて自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払う。（UNCLOS第56条2）</li> <li>●UNCLOSは「妥当な考慮」の具体的な内容を規定していない。</li> </ul>

UNCLOS関連条文	国際法上の考え方	論点に対する考え方（仮説）
<p><b>第58条1</b> →全ての国はEEZにおいて航行の自由を享有すると規定。</p> <p><b>第60条3</b> →人工島、施設又は構築物の建設について適当な通報を行うこと等を規定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての国はEEZにおいて航行の自由を享有する。（UNCLOS第58条1）</li> <li>●人工島、施設又は構築物の建設に当たっては、沿岸国は適当な通報を行わなければならない、その存在について注意を喚起するための恒常的な措置を維持しなければならない。（UNCLOS第60条3）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●EEZに洋上風力発電施設を設置する際は、洋上風力発電施設の位置について海図への記載等を行う。</li> <li>●安全水域を設定する際は、当該安全水域の位置及び範囲について告示をし、位置及び範囲の周知に必要な措置を講ずべきことを要請する。</li> <li>●上記のような対応をとることは、航行の自由に対する妥当な考慮に当たる。</li> </ul>
<p><b>第58条1</b> →全ての国はEEZにおいて海底電線等敷設の自由を享有すると規定。</p> <p><b>第79条5</b> →海底電線等を敷設する国は既に海底に敷設されている電線に妥当な考慮を払わなければならないと規定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての国はEEZにおいて海底電線等の敷設の自由を享有する。（UNCLOS第58条1）</li> <li>●沿岸国は大陸棚における海底電線等の敷設または維持を妨げることはできない。（UNCLOS第79条2）</li> <li>●海底電線等を敷設する国は既に海底に敷設されている電線に妥当な考慮を払わなければならない。特に既設の電線を修理する可能性は害してはならない。（UNCLOS第79条5）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●EEZにおいて洋上風力発電を実施するに当たっては、我が国は沿岸国として、洋上風力発電施設の位置情報を適切な形で周知する。</li> <li>●海底電線の敷設に際して、海底電線（海底送電線及び海底通信ケーブル）は相互の干渉を防ぐために一定程度離隔距離を取る。</li> <li>●上記のような対応をとることは、海底電線等敷設の自由に対する妥当な考慮に当たる。</li> </ul>

航行の自由

海底電線等敷設の自由